

2007年9月7日

岡山県知事 石井 正弘 様

日米共同訓練の受け入れに反対する申し入れ

日本原演習場等日米共同訓練反対岡山県連絡会 代表委員 中尾 元重
岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議気付

広島防衛施設局は去る8月21日、奈義町と津山市に対し、「平成19年度の日米共同訓練（米海兵隊との実動訓練）の概要について」通告してきました。この通告によると、訓練は、来る11月上旬から下旬にかけて日本原演習場と同駐屯地を2週間にわたって使い、平成19年度日米共同統合演習の一部として実施されるもので、「陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における連携要領を実行動により訓練し、相互運用性の向上を図る」ことを目的としています。参加部隊は陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊1個中隊約120人と、米第3海兵遠征軍第31海兵遠征部隊（31st MEU=31st Marine Expeditionary Unit）1個中隊約250人で、訓練内容も一般射撃訓練だけでなく、ヘリボーン訓練、特殊武器防護訓練、山地戦闘訓練等実戦さながらの激しい演習を予定しています。公然とNBC（核、生物、化学）訓練が実施されるだけでなく、沖縄から強襲揚陸艦を使って参加することも想定され、殺傷破壊能力のより高い高性能兵器が持ち込まれる恐れも十分あると見なければなりません。

今年初めの法改定で防衛省が発足し、海外派兵を自衛隊の本来任務として位置づけられた後実施される今回の陸上自衛隊の日米共同訓練は、前回2006年2月の訓練と違い、参加する米海兵隊も少数の米本土予備役でなく、数千人の市民を殺害したファルージャ総攻撃に主力部隊として参加し、現にイラク侵攻を繰り返している中隊規模の現役部隊であること、訓練期間も本格的な実戦訓練の課程が盛り込まれる2週間となったことなどの特徴があります。四国の第15普通科連隊の隊員が、イラクの実戦に基づいて直接米軍によって指導される連携要領や相互運用性の向上を目指す訓練は、それ自体、明らかに憲法で禁止されている「集団的自衛権」行使の演習であり、自衛隊が海外で「自由と繁栄の弧」を念頭に置いて、米軍とともに戦闘に従事するための訓練となることは余りにも明白です。それだけでなく、訓練期間中、海兵隊員自身のイラク出兵に備える事前訓練が、この日本原で行われる可能性も否定できません。

一方、訓練に参加する沖縄米海兵隊の日本原までのアクセスに関する問題も説明されないうままです。また、期間中はヘリコプター、火砲などの騒音だけでなく、不測の事件・事故などが起こることも十分考えられます。「日本原演習場使用協定の範囲内で」という地元希望は、日米間の協定でない限り米軍にとって何の制約条件となり得ないことも指摘しておきたいと思います。

私たちは、日米地位協定第2条4項（b）に定める米軍使用の基地・演習場となった日本原が、今回の訓練によって無期限の米軍使用につながる基地・演習場に変わり、本格的な日米軍事一体化に供される施設になろうとしていることを強く危惧しています。

郷土の日本原を海外侵略の基地にさせないために、貴職が日本国憲法とその第9条を守り抜く立場を表明され、今年11月に予定されている日米共同訓練の受け入れに毅然として反対していただくよう、ここに申し入れるものです。

以上